

模範電気技術者（中部支部長表彰）について

公益社団法人日本電気技術者協会では模範電気技術者の表彰を行っておりますので、下記のとおりご案内いたします。

1 提出期限

2023年1月13日(金) 必着

2 提出先

公益社団法人 日本電気技術者協会

中部支部

〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド(株)送変電部内

3 提出書類

・推薦書または申し出書 1部

・調査表 1部

様式は別載（P.25～28）のとおり

用紙サイズ A4 縦

・記載内容のお問い合わせ先メールアドレス
(事務手続き効率化の為、提出後の内容確認等はメールを使用させていただきます)

※様式の電子データは、中部支部HPよりダウンロードしていただくか、下記メールアドレスまでご依頼ください。

4 表 彰

公益社団法人日本電気技術者協会制定の表彰規程に基づいて表彰者を決定し、通常支部大会の日に行います。

5 その他、留意事項

支部長表彰に推薦または申し出をいただき、当年度受賞されますと、翌年度以降の会長表彰および電気保安功労者表彰の推薦候補者となります。なお、会長表彰については、年齢要件は満50歳以上となります。

6 問い合わせ先

公益社団法人 日本電気技術者協会

中部支部 神田・木田

電 話 052-973-2228

Email info@jeea-chubu.org

公益社団法人日本電気技術者協会

表 彰 規 程 (抜粋)

(表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする

一 会長表彰

二 支部長表彰

2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会長又は支部長が行う

一 協会の目的遂行に関し特に貢献した者

二 電気技術の向上又は電気設備の保守安全技術に関し、有益な発明考案をした者

三 電気設備の保守安全技術又は作業方法に関し、有益な工夫改良した者

四 電気設備の建設又は運営に関し、功績顕著な者

五 電気設備における重大な災害を未然に防止した者

六 電気施設の保守安全業務に関し、永年にわたり無事故の電気主任技術者

七 電気技術、電気設備の保守安全技術、電気施設の建設又は電気施設の運営に関し、永年にわたり貢献した者

(表 彰)

第3条 会長表彰は、会長が毎年定時社員総会の当日にこれを行い、受賞者に表彰状及び記念品を贈呈する。

2 支部長表彰は、支部長が毎年支部大会の当日にこれを行い、受賞者に表彰状及び記念品を贈呈する。

(支部長表彰の選考対象者等)

第11条 支部長表彰候補者の選考は、次の各号に適合する者であって、かつ、その受賞者名を会誌等に公表することを認める者について行うものとする

一 当該支部に属する会員

二 当該支部に属する維持会員の役員又は従業員

(表彰者の推薦及び選考の手続)

第12条 支部長表彰候補者の選考は、支部役員又は支部に属する会員から推薦された者、又は自ら申し出をした者の中から、委員会が行う。

2 前項の推薦又は申し出は、委員会が別に定める様式により、必要事項を記載して、支部長が指定する期日までに、支部長へ提出して行う。

(2018年3月20日改正)

表彰規程第2条第2項の運用等について

日本電気技術者協会表彰規程第2条第2項による被表彰者の選考については、委員会において、この要件及び基準により選考し、所定の手続をするものとする。

<選考要件>

- 1 規程第2条第2項第六号及び第七号の規定により表彰する者にあつては、年齢満45歳以上の者
- 2 5年以上の電気関係業務^{※1}の経歴を有する者

<選考基準>

- 第二号……電気技術の向上、電気設備の保守安全技術又は作業方法等に関する特許（実用新案登録を含む。以下同じ。）を得たものであって、かつ、当該特許が現に電気保安に役立っている事を証明する書類等がある者とする。
- 第三号……電気技術の向上、電気施設の保守安全技術又は作業方法等に関する工夫改良を行い、事業場内又は一般に広く採用されたものであって、公的機関等から評価された旨を証明する書類等がある者とする。
- 第四号……最近5年以上にわたり、電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故（当該者の責めに帰すものに限る。）が発生していないこと。
電気関係法規の手続き及び電気保安技術上の義務を忠実に実行していること。
保安規定を遵守していること。
電気施設の改善に努力のあとが見られ、評価された旨を証明する書類等があること。
- 第五号……感電死傷事故及び電気火災事故等による災害を未然に防止した者とし、証明する書類等がある者とする。
- 第六号……電気主任技術者^{※2}として5年以上の業務経歴を有すること。
電気技術者^{※3}として20年以上の年数を有すること。（年数の算出は下記※4参照）
最近5年以上にわたり電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故（当該者の責めに帰すものに限る。）が発生していないこと。
- 第七号……電気技術者^{※3}として20年以上の実務経歴を有する者とする。（年数の算出は下記※4参照）

※1 電気関係業務・・・電気設備に関する設計、工事、維持及び運用業務をいう。

※2 電気主任技術者

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）に規定する電気管理技術者および電気保安業務担当者を含む。

※3 電気技術者

学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれと同等以上の教育施設において電気工学の教育を修めて卒業した者、電気主任技術者免状取得者（許可電気主任技術者の資格を有する者を含む。）又はこれと同等以上の者（第1種電気工事士免状取得者、1級・2級電気工事施工管理士免状取得者、エネルギー管理士免状取得者及び技術士（電気電子部門）免状取得者をいう。）をいう。

※4 年数の算出について

年数の算出は、上記※3における学校を卒業した以後か又は、電気主任技術者免状等
を取得した以後から算出する。

<留意事項>

- 1 被表彰者は、原則として中部支部管内の会社や工場等において電気技術者として指導的な立場の者とする。
- 2 同一人は、表彰しないこととする。但し、第二号による場合はこの限りでない。
- 3 既に電気保安功労者部門において「中部近畿産業保安監督部長表彰」以上の受賞を受けている者はご遠慮を願うこととする。
- 4 当年度の表彰は原則として1社2名、且つ1事業所1名とする。
- 5 表彰対象事項の内容、記載は選考にあたって基準となるもので美辞麗句でなく実際の貢献内容を記載する。
- 6 表彰対象事項の記載注意事項
 - ① 2023年1月31日現在で記載すること。
 - ② 電気主任技術者として従事している（した）事業場ごとに就任期間、受電電圧、契約電力、専任・兼任の別等を記載すること。
 - ③ 電気主任技術者としての通算経歴年数は ○年○カ月と記載すること。
第7項での申請者も記載すること
 - ④ 保安技術の改善、保安教育の推進などに貢献が認められること。
 - ア 電気保安の確保に関する工夫、考案、発明等については実用化されていること。
 - イ 電気保安に関する社内教育・事故発生時に対する対策、訓練などは、具体的に記載すること。◇ア・イを実施している場合は具体的に記載すること。
 - ・いつ
 - ・どのような方法でその対象者・人数
 - ・実施内容
 - ⑤ 各項目の記載欄が不足する場合は、別紙としてもよい（様式自由）。
 - ⑥ 電気関係以外での地域社会への貢献度なども評価の対象となる。

以 上